

令和5年度 宮崎地方最低賃金審議会 運営小委員会 議事録

1 日時

令和5年7月6日(木)午後2時30分～3時05分

2 場所

宮崎労働局労働基準部 2階大会議室

3 出席者

公益代表委員	三島、橋口
労働者代表委員	鎌田、中川
使用者代表委員	野口、河野
事務局	吉野労働基準部長、中玉利賃金室長、宮崎室長補佐

4 議事内容

【賃金室長】

ただ今から、令和5年度の運営小委員会を開催いたします。

はじめに、議事録の確認は中川委員と河野委員にお願いします。

次に、当小委員会の委員につきましては、先程の本審の場におきまして、公労使各2名の委員にお願いすることとなったところでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、吉野労働基準部長よりご挨拶申し上げます。

【基準部長】

吉野です。各委員の皆様には、本審に引き続いて、小委員会の方に、出席いただきまして、ありがとうございます。

4月に来たばかりで、基準部長も初めて、最低賃金審議会も初めてなので、至らないところもあるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

この運営小委員会の方ですが、先ほど第1回審議会における諮問を受けまして、今後の最低賃金改正の具体的な審議の進め方等について、ご検討いただきたいと考えております。

宮崎の経済・雇用情勢などは、先ほど局長が申し上げたとおりでございますが、こうした状況の中にあっても、最低賃金は労働者の生活の安定と事業の公正な競争の確保に期するものです。十分な審議に基づいて、最低賃金を遅滞なく改正することが必要であると考えております。

本年度も、中央最低賃金審議会の審議状況に地方審議会の方も影響を受けながらの審議となってしまうと思いますので、日程的にも難しい局面となることが予想されますが、地域別最低賃金については、できる限り10月1日発効、特定最低賃金は年内発効を目指して、ご審議の程よろしくお願いいたしますと考えております。

また、できる限り「全会一致」により結審に至りますよう、審議会運営についてもご尽力、ご配慮をいただければ幸いですと考えております。

今後の審議会を円滑に運営していくために、本日の運営小委員会において、ご検討をお願いいたします。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

【賃金室長】

ありがとうございます。

議題1の「運営小委員会の座長及び座長代理の選出について」ですけれども、従来から慣例により、公益委員をお願いしておりますので、今年度につきましては、座長を三島委員に、座長代理を橋口委員をお願いしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、座長の三島委員、以後の進行をお願いいたします

【三島座長】

三島です。改めまして、どうぞよろしく申し上げます。

運営小委員会は、今年度の最低賃金審議会の運営について、公労使三者の代表によって話し合っていたくという極めて重要な役割を担っております。

委員の皆さまのご協力の程、お願い申し上げます。

では、事務局から資料の説明をお願いします。

【賃金室長】

それでは、資料の説明をさせていただきます。

まず、資料を捲っていただきまして、1頁は本日の第1回本審において確認いただいた運営小委員会の委員名簿になります。

3頁が令和4年度の宮崎地方最低賃金審議会開催状況になります。

昨年度は、本審5回、地域別最賃の専門部会3回、特定最賃の検討小委員会を2回、自動車小売専門部会を2回開催しております。

5頁は令和5年度の審議会運営計画(案)でございます。

地域別最賃については、例年10月1日発効を目指しており、本年度も目指したいところではございますが、中央最低賃金審議会の「目安」答申の時期や他県の決定状況、審議の都合もあり、それを前提とさせていただいております。

10月1日発効のためには8月7日(月)の答申が期限となっております。

現時点での全国の答申予定日でございますが、Cランク13県のうち、宮崎と同額の853円は8県ございます。このうち、秋田、高知、佐賀、長崎、熊本、鹿児島、沖縄が8月7日に答申を予定しており、青森は8月10日に予定しております。

同じCランクで宮崎より1円高い854円が4県ございまして、鳥取と大分が8月7日、岩手が8月8日、山形が8月10日の答申を予定しております。

7頁が、令和5年度の審議会開催(案)で、第2回本審は中央最低賃金審議会の「目安」答申を受けての開催となります。

現時点で、「目安」答申は7月28日(金)を予定しておりますが、審議が長引いた場合7月31日(月)もあり得ると聞いております。

こうした状況を踏まえて、第2回本審は8月3日(木)午後1時30分からの開催の予定で委員の皆様にもメールでご案内しております。

第2回本審の議題としましては、改正決定に係る関係労使の意見、この運営小委員会の報

告、目安伝達、地域別最賃専門部会委員の選出のほか、特定最低賃金改正の必要性の有無についての諮問及び検討小委員会の設置等を予定しています。

なお、本審の冒頭に中央最低賃金審議会会長からのメッセージ動画を視聴する予定としております。

第1回地域別最賃専門部会につきましては、8月3日(木)の第2回本審終了後を提案させていただきます。

それ以降の専門部会の開催につきましても、予定を入れておりますが、昨年と同様に、第1回専門部会終了後、改めて第2回以降の専門部会の開催日程を協議させていただきたいと考えております。

8月7日に答申が集中する見込みでございますが、答申状況の情報を共有するための専門部会が必要かご意見をいただきたいと存じます。

第3回本審で答申を受けましたら、その日のうちに「意見要旨の公示」を行います。異議申出の期間は15日間となっております。

異議申出があった場合は、最低賃金法第11条第3項に審議会に意見を求めなければならないと規定されておりますので、第4回本審、いわゆる異議審を開催することになっております。

運営計画(案)では、8月10日(木)の第3回本審で答申をいただきますと、15日を経過した日が8月25日(金)になりますので、8月28日(月)に第4回本審、いわゆる異議審を予定することになっております。

第4回本審では、異議申出に対する審議のほか、特定最賃の金額改正の必要性の答申をいただき、「必要性あり」となりましたら金額改正について諮問を行うことになっております。

ここまで申し上げました運営計画(案)は、予定どおり、7月28日(金)遅くとも7月31日(月)までに中央最低賃金審議会が目安答申を出した場合の日程でございます。

中央最低賃金審議会における答申の状況は、わかり次第メール等でご連絡いたしますが、いずれにしましても、地域別最賃については、8月上旬にかけて集中的な審議になるかと思っておりますので、委員の皆様には日程調整のご協力をよろしくお願いいたします。

特定最賃の「必要性の有無」の検討の場につきましては、このあとご審議いただきますが、運営計画(案)では、仮として、第1回検討小委員会を8月16日に、第2回検討小委員会を8月18日としております。

3回以上必要であれば、予備日として8月21日と22日を設けております。

これも仮の話ですが、検討小委員会で、「改正の必要性あり」となった場合には、各特定最賃専門部会を2回ないし3回程度、10月に開催する予定としております。

ちなみに11月1日が年内発効のタイムリミットとなっております。

9頁と10頁は、地域別最賃と特定最賃の答申日別最短効力発生予定日の一覧表となっております。

11頁ですが、特定最賃の必要性審議の関係労使の意見聴取実施要領(案)でございます。昨年度、初めて実施したのですが、今年の3月に開催した令和4年度第5回本審においても令和4年度の手続きを踏襲するとの意見をいただいております、それを踏まえて今年度の日程を入れ込んだものとなっております。

12頁と13頁は4産業から2名ずつ、計8人全員が意見表明する場合のタイムスケジュールとなっております。

推薦につきましては、労使各側ご苦勞いただき、それぞれの産業の代表、組織、氏名についてもご提出いただいています。今後、8月15日までに意見書をいただく予定としています。

内容としましては、昨年同様、冒頭議事後すぐに各側から意見を発表してもらって、意見に対する質問だけ受け付ける場として、発表者と討論の場ではないものいたします。

意見書では労側は特に当該特定最賃自体の存在意義、一時的に地賃に埋没しても1円以上引き上げる必要性、宮崎における当該産業の優位性を主張していただけると必要性の参考になるかと思えます。一方使側は、その反対、必要性がないという根拠、廃止を具体的に主張していただけると審議の参考になると考えています。

事務局としましては、各側の意見表明として出席する方の旅費等の負担につきましては関係労使各側でのご負担をお願いできないかと考えておりますが、その点についてもご意見いただければと考えております。

15頁は、最低賃金審議会令第6条5項の採用、つまり、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができるということについての基本的な考え方となり、さきほどの本審で説明したとおりであります。

23頁は審議会公開要領の改正案でございます。先ほどの本審で従来非公開としていた地域別最賃専門部会について、今後公開することとしたため、それに併せて公開要領を見直したものです。

具体的な改正は3点あります。1点目は要領1の公示期間について、「原則として15日前に公示する」としていたものを「15日前に公示できない場合には開催決定後速やかに公示する」という表現に変えたものです。この理由といたしまして、専門部会の審議日程は審議の状況で直前になるまで開催するか否かが判断できないことが多く、15日前の公示が困難な場合が想定されますので、柔軟な対応を可能としたものでございます。

2点目としましては、同じく要領1の公示方法ですが、宮崎合同庁舎掲示板への公示を削除し、労働局ホームページへの掲載のみとしたことです。1点目と関連いたしますが、急遽開催が決まった場合、合同庁舎の掲示板の管理官庁とのやり取りをする時間がないことも考えられますので、また、ホームページへの掲載により十分周知を図ることができると思われまますので、ホームページの掲載のみとさせていただいたものです。

最後に3点目に要領3の傍聴の申し込みについて、従来の「FAX及びメール」から「メールによる申し込みのみ」としております。これは政府方針といたしまして、原則的にFAXの利用を廃止して、電子メール等を利用した業務・手続きに切り替えるとの意向に沿ったものでございます。

駆け足ですが、以上、資料の説明とさせていただきます。

【三島座長】

ただいまの説明について、何かご質問はありますでしょうか。

【鎌田委員】

11頁のところですね。8月16日の意見聴取をする案ですが、事前にいついつまでということが書いてありましたけども、ちょっと、去年だったのですが、お盆休みが結構絡むものですから、当日14部持参という形の可能性が高いということが一つございます。

もう一つは、こちらの紙（意見発表者推薦名簿）ですね。今日現在の者を載せております

が、こちらですね。ちょっと一部変更になる可能性があります。そこをご理解いただきたいと思います。

【賃金室長】

はい。承知しました。

【三島座長】

以上でよろしいでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思います。

議題2は、「令和5年度の最低賃金審議会の運営について」ということですが、具体的には、先ほど事務局から説明のありました「令和5年度宮崎地方最低賃金審議会運営計画(案)」に基づき、

(1) 地域別最低賃金の審議について

(2) 特定最低賃金の審議について

それぞれご協議いただくこととなります。

まず、「地域別最低賃金の審議について」ですが、専門部会の開催回数や日程等は、ある程度本日決めておいて、第1回専門部会で再度協議するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

そのほか「地域別最低賃金の審議について」何かご意見はありませんか。

(意見なし)

それでは、地域別最低賃金の審議日程を確認します。

8月3日(木)午後1時30分から第2回本審を、午後2時30分から第1回地域別最賃専門部会を開催する、ということよろしいでしょうか。

宮崎県最低賃金額の改定につきましては、例年、10月1日発効を目指して審議してきましたが、近年10月上旬にずれ込んでいます。

今年度も中央最低賃金審議会の「目安」答申の時期や他県の決定状況など、不確定な部分もあり、10月1日発効を目指したいところですが、審議の都合もあり、10月上旬の早期発効を目指すこと、そして、全会一致の結審にいたるよう努力することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

次に、(2)「特定最低賃金の審議について」、検討いただきたいと思います。

この件については、

- ・「改正の必要性について」の検討の場をどうするか
- ・審議のスケジュールをどうするか

という2点について検討する必要があると思います。

まず、「改正の必要性について」の検討の場をどうするかについて、ご意見をいただきたい
と思います。

ご意見ございますでしょうか。

(意見なし)

無いようでしたら、今年も昨年と同様、検討小委員会を設置して、そこで検討することで
いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、必要性の検討は、検討小委員会の場で行うことといたします。

なお、特定最低賃金については、関係労使のイニシアティブにより設定するものであり、
全会一致の議決に至るように努力することが必要とされています。

このため、関係労使当事者間の意思疎通を図ることが望ましいとされており、関係
労使の委員の皆様にはこの点に十分に留意いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、「審議のスケジュール」について検討します。

まず、検討小委員会の日程ですが、事務局から説明された日程(案)を踏まえて、ご意見
をいただきたいと思います。

ご意見ありますでしょうか。

(意見なし)

それでしたら、

第1回検討小委員会を8月16日(水)午後1時30分から、

第2回検討小委員会を8月18日(金)午後1時30分から

開催することといたします。

次に、議題の(3)「関係労使の意見聴取」についてですが、特定最低賃金に関する関係労
使意見聴取実施要領を踏まえ、希望する関係労使は8月16日午後1時30分からの第
1回検討小委員会で希望により書面または口頭で行うこととなりますが、ご意見をいただき
たいと思います。

何か意見ありますでしょうか。

(意見なし)

特にないようでしたら、

第1回検討小委員会を8月16日午後1時30分から、発表者の希望により書面または口
頭で意見をいただくこととします。

次に、特定最賃の金額審議のスケジュールですけれども、金額審議は、検討小委員会で特

定最賃の改定の必要性が「有り」と判断された場合にのみ行います。

したがって、この場では具体的な日程は検討しませんが、仮に、「必要性有り」となった場合は、年内発効を目指すことを前提に、事務局が早期に日程調整を行い、各委員は事務局の行う日程調整に協力をする事としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、特定最賃の金額審議を実施するとした場合の、審議の進め方について検討します。特定最賃の第1回専門部会は、例年、特定最賃ごとに開催し、合同開催はしておりませんが、このことについてご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(意見なし)

それでは、特定最賃の金額審議を行う場合、第1回専門部会は特定最賃ごとに開催することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

次に、議題3「最低賃金審議会令第6条第5項の採用について」お諮りしたいと思います。

例年どおり、専門部会の審議会運営に当たっては、最低賃金審議会令第6条第5項を採用し、専門部会が「全会一致」で結審した場合は本審答申と同一の効力を有すること、つまり本審は開かないこととしておりますけども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

次に、議題4「最低賃金審議会公開要領について」事務局から説明のあった公開要領について、提案された内容で改正することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

このほかに、本年度の審議会の運営について、何かご意見はありませんか。

(意見なし)

特に無いようですので、それでは、ただ今、合意していただきました内容について、事務局に報告文としてまとめてまいりますので、しばらく休憩とさせていただきます。

(休憩後、報告文(案)の配付)

【三島座長】

ただ今、配付されました報告文(案)について、事務局に朗読をお願いします。

【室長補佐】

それでは朗読します。
〔報告文（案）朗読〕

【三島座長】

ただ今、朗読されました報告文により、開催予定の本審に、運営小委員会のまとめとして、報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

以上で、本日の議題についての協議は終わりますが、他に意見等なければ、本日の議事録については、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれ等もなく、宮崎地方最低賃金審議会運営規程第7条第4項の規定により公開としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

（異議なし）

「異議なし」として議事録は公開とします。
冒頭事務局からの説明のとおり、議事録の確認は中川委員と河野委員にお願いします。
本日の運営小委員会は、これで終わります。
皆様、お疲れ様でした。

【室長補佐】

すみません。補足の説明で、先ほどの運営小委員会の報告ですけども、次回の本審を8月3日に予定しておりますので、8月3日付けで、案のとおり審議会会長あての報告となりますので、よろしく願います。

座 長

労働者側代表委員

使用者側代表委員